三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字鶴前七一八の九（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十三年六月十五日
農林水産大臣　鹿野　道彦
一　保安林の所在場所　熊本県八代市坂本町鎌瀬字鎌瀬山二七七四の一、二七七八の一、二七七九の一、二七八〇の一、二七八一の一、二七八二、二八〇五、二八〇六
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字鎌瀬山二七七九の一、二七七四の一・二七七八の一・二七八〇の一・二七八一の一・二七八二・二八〇五・二八〇六（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十三年六月十五日
農林水産大臣　鹿野　道彦
一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇郡高森町大字尾下字橋ノ本七五二の二、七五六の一、七七一、字北具右七八四、八〇八、八〇九、八一〇七の一（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字橋ノ本七五六の一・七七一・字北具右七八四・八〇九（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法　期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び高森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十三年六月十五日
農林水産大臣　鹿野　道彦
一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇郡西原村大字宮山字医王寺向七二一の三（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び西原村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十三年六月十五日
農林水産大臣　鹿野　道彦
一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇郡小国町大字下城字下山三二九六の二の一、三二九六の四、三二九七・三二九八の一合併（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字下山三二九六の二の一・三二九六の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十三年六月十五日
農林水産大臣　鹿野　道彦
一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇郡小国町大字上田字古天神四四五七の一八、四四五七の一九、四四五七の三七から四四五七の四二まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字古天神四四五七の一八・四四五七の一九・四四五七の三八から四四五七の四一まで（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十三年六月十五日
農林水産大臣　鹿野　道彦
一　保安林の所在場所　山口県山口市徳地伊賀地字山根五四一、五四三、字中山根五四四から五四八まで、字下山根五四九、五五〇の一、五五〇の二、一二〇四、徳地三谷字妻坂九七七、九八四、九八五、仁保下郷字上方面一一八六、字印判峠一一八八から一一九一まで、字野谷ケ浴一一九四、一一九六、一二〇〇、一二〇四の一、一二〇四の二、一二〇五、徳地柚木字おも谷一二六五の三、一二六五の四、防府市大字真尾字鳶松三〇八第一、字九郎太郎三二一、三二一第二、三二一第三、三二一第七、字霧ケ嵐三二一、三二一第一、字四ツ岩三三三から三三五まで、三三五、字仁賀野三八七の四、三八七の五、三八七第三第一、三八七第三第一七、三八七第三第一八
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字山根五四三・字中山根五四四・字下山根五四九・五五〇の二・一二〇四・字野谷ケ浴一一九六・一二〇四の一・一二〇四の二・字おも谷一二六五の四・字鳶松三〇八第一・字九郎太郎三二一・字霧ケ嵐三二二・三二二第一・字四ツ岩三三三・字仁賀野三八七の四・三八七の五・三八七第三第一七（以上十七筆について次の図に示す部分に限る。）